埼玉県

＜報道発表資料＞

県土整備部　建設管理課
審査・指導監督担当　鳥海、梅澤
直通 048-830-5171
内線 5171
E-mail: a5190-10@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和７年２月 21 日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

１　被処分者

商号	トーキョーメンキ株式会社
主たる営業所の所在地	埼玉県さいたま市南区白幡６丁目 19 番 16 号
許可番号	なし

２　処分内容

建設業法第 28 条第３項の規定に基づく営業の停止

・期　間

令和７年３月 10 日から同年３月 14 日までの５日間

・停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

３　処分年月日

令和７年２月 21 日

４　処分の原因となった事実

トーキョーメンキ株式会社は、令和３年 12 月から令和６年５月までの間に受注した民間工事の機械器具設置工事について、建設業法第３条第１項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第３条第１項に違反し、同法第 28 条第２項第２号に該当する。

（参考：関係法令抜粋）

建　設　業　法

（指示及び営業の停止）

第28条　（略）

２　都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一　（略）

二　請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、１年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

４～７　略